

開 議

○平 進介議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

なお、竹田利弘総務参事兼地方創生参事兼総合政策課長並びに鈴木嗣郎財政課長から本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、佐藤裕子総合政策課補佐並びに佐藤秀人財務主幹が出席しておりますので、ご報告いたします。

また、蒲生光男議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○平 進介議長 日程第1、市政一般に関する質問を6日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

蒲生光男議員の質問

○平 進介議長 順位11番、議席番号15番、蒲生光男議員。

(15番蒲生光男議員登壇)

○15番 蒲生光男議員 おはようございます。

私の通告している質問は大きく2点であります。明快な答弁をいただきますようお願いいたします。

最初の質問ですが、普通ならこの決算議会で収納率関係の質問をしてみたいので、これまではそのようにさせていただきました。今回は、決算委員会で質問できない立場ですので、一般質問で伺いたいと思います。

長井市の収納率は、一般市税、国保、いずれにおいても長年の取り組み努力の成果があらわれております。一方で、税外品目や住宅使用料で問題点もあり、早急な取り組みの見直しが求められるについてであります。

税務課長に伺います。一般市税、国保とも13市中1位を維持、その評価と今後の取り組みはどのような検証をされているかについて伺います。

近年、南陽市、東根市の収納率が上がってきております。現年分で2位の南陽市との差は0.04、東根市との差は0.08と僅差です。滞繰分も含めた分では、2位の南陽市との差は1.55、3位の米沢市との差は1.97と、こちらは少し差が大きくなります。長井市が98.49で、最下位が上山市の92.66、その差は5.83%、金額に換算いたしますと1億9,137万1,888円に私の計算ではなりました。ざっと2億円近い財源が入らなかつたと想定できるわけで、収納業務の大切さが改めて認識されます。なお、数字に誤りがあればご指摘ください。

緻密な取り組み、継続が力なり、継続性が求められる業務でもあります。平成16年決算総括でこの問題の指摘をさせていただき、以来15年、今では誇れる長井市の一つになっていると思います。今後も税の公平性の観点からもしっかりとした取り組みをしていっていただきたいと思います。税務課長からは、収納業務における評価や課題についてご答弁ください。

次に、長年の取り組み結果は、努力は正当に評価されるべきだ、市長見解はについて市長に伺います。

努力は正当に評価される。人事考課システム

にもつながることですが、しっかりとした目標を持って、科学的に原因を探し、対策を練る。これは、平成16年決算議会で全庁的な取り組みが必要ではという質問に対し、当時、市長は、収納率を上げていくというトップの目標を立て、対策本部をつくり、全庁的な取り組みを行うという、まさに方針管理を地で行くものだったと思います。目標達成に向け、方策を練り、実施し、残った問題点と今後の対策を立てる。PDCAを回すことにより物事を理論的に、科学的に考察し、解決に導く。そういう意識であったかどうかは別として、結果として目標管理がしっかりできているということにはほかなりません。ぜひ今後ともトップの座を維持していただき、貴重な財源を有効に役立てるよう期待いたします。市長からの答弁をお願いいたします。

次に、住宅使用料は取り組みの方向性が見えない。したがって、結果も改善の兆しが見えないについて建設参事にお伺いいたします。

既に申し上げているように、一般市税や国保は13市中トップであることは申し上げましたが、税外品目まで入れますと、指摘されております住宅使用料の未収金の問題が目立ちます。収納率の取り組みについて質問させていただいた平成16年時には、住宅使用料の未収金が910万円ほどありました。それから見れば減少はしていますが、平成28年に126万990円を地方自治法第96条に基づき不納欠損処理をしていますから、30年度の未収金との比較では100万円程度減ったこととなります。市税、国保税から見れば極めてお寒いと言わざるを得ません。

滞納状況を詳しく見ると、平成26年までの滞納額641万1,508円、27年度では679万1,988円、28年度は559万8,718円、29年度は590万9,958円、30年度に至りますと681万2,138円、昨年比90万2,180円増加しております。私はこれまで決算議会のたびに収納率の取り組みについて質問をしてきました。一般市税や国保は徐々に取り組

み成果があらわれ、定着しつつある中、住宅使用料は依然として減ったりふえたりのまま、取り組みがあったのかなかったのか、しなかったのかしたのか、昨年の総括質疑でことしの収納について質問できないかもしれないと申し上げましたが、幸いあと4年継続して質問できることになりましたし、所管委員会でもありますので、継続は力なりを念頭に、しっかりと見続けてまいりたいと思っております。

平成26年度以前の未収金の分析を進めなければならないと思います。26年以前の金額は393万4,278円ですが、この内訳の古いものを年次別に説明をお願いいたします。退去者、入居者別ではどうかもご説明ください。

これまでも申し上げてきたことですが、まず、現年分の収納率を上げる。滞納をなくす仕組みを確立する。過年度分の分析を進め、場合によっては不納欠損処分などの処理も必要と思いません。回収見込みがないものにコストをかけても無駄になります。

保証人の問題もあるのではないのでしょうか。入居者が支払いをしない、できない場合、保証人の出番だと思います。そもそも保証人の役割、責任をどう定め、どう説明し、定期的に保証人の確認をしてきているのか、この点はどうでしょうか。入居申し込みから決定までのシステムも説明をお願いいたします。

退去者は何人で、金額は幾らでしょうか。滞納が始まったのはいつですか。それは現在どのように取り扱っていますか。さらに、回収不能だと判断した根拠は何でしょうか。

次に、住宅収納業務の年次計画を策定し直し、きっちりとした目標管理をするべきだについて伺います。

通告書には5W1Hでやるべきだと言いましたが、住宅使用料の収納業務を実施する上で、もう少し客観的指標を用いて行うべきだという意味でございます。まず滞納額を回収するとい

うトップの目標が決まれば、それを受けて下の部署が目標を立てます。それを実施するために、何をどのようにいつまでというふうに計画していくのが普通であります。私は、市長からその姿勢を示していただきたいのであります。目標を決めていただき、次に建設参事の目標があり、さらに建設課として何をどのようにいつまでというような実施計画を策定し、実施する。実施してみて問題があれば計画などの見直しをする。これこそPDCAを回すということでありまして。PDCAをいかに回すか。何か大きい目標を達成しようとするとき、てこだったりベアリングの役割がないと回りません。この問題が何年たっても解決しないのは、目標を立てられていないか、立ててもそれが実施されていないか、実施されてもその結果を顧みないか、顧みても次の計画、アクションプランに生かされていないか、いずれかではないかと思えます。

26年が641万1,000円、27年が679万1,000円、28年が559万8,000円、29年が590万9,000円、30年が681万2,000円と、減るどころかふえております。住宅使用料の一般的収納率は70から90と協議会で答弁されております。長井市は87.1%ですが、市税、国保と同等の98%ぐらいを目標にすべきではないでしょうか。担当部署としては大変ですが、この問題の解決に向けた答弁をお願いいたします。

次に、職員の有給休暇取得状況はどうか、働き方改革が叫ばれる一方、働く者の権利である有給休暇の消化や取得実態はどうか、また、振りかえ休暇などの運用実態はについて伺います。

最初に、有給休暇の取得実態はどうかについて、総務課長に伺います。

労働基準法改正で年休取得5日が義務づけられました。5日取得がなされていない企業では、罰則規定、これは公務員は適用外、ただし、公社職員は適用であります。働き方改革の目指すもの、働き方改革は、働く方々が個々の事情に

応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革であります。日本が直面する少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。働く方の置かれた個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しております。

年5日の年次有給休暇の確実な取得。年次有給休暇は働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として労働者が請求する時期に与えることとされております。しかし、同僚への気兼ねや請求することのためらいなどの理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっております。このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者、管理監督者も含むに対して、年次有給休暇の日数のうち年5日について、使用者が時期を指定して取得させることが義務づけられました。ここがみそであります。

有給休暇の取得ができる職場環境をつくることは使用者の責任でもあるはずですが、実態としてはなかなか消化が進んでいないのではないかと思います。HR総研によりますと、有給休暇平均取得率が41から60%では33%、次いで61から80%が22%、21%から40%が21%と拮抗しております。有給休暇はほとんど消化されない20%以下が17%あり、逆に消化率が高い81%から100%はわずか7%という結果だといえます。有給休暇の消化の率が低いのは想定範囲ですが、大切な労働者の権利でもあるわけですから、労使が工夫して消化率を上げられるような策を

講ずるのが務めでもあると思います。

次に、部署によって多忙をきわめる職場の対応はどうかについて伺います。

秋はスポーツのシーズン、長井市でもこれから長井マラソン大会や山形県高校駅伝大会、東北高校駅伝大会とかが待ち受けております。長井マラソン大会は、タンザニア選手団のほか、中国の選手団、宗兄弟の招待選手のイベント、スポーツ課は4人、これで何もかにもやるというのは無理であります。商工観光課にしても、長井の最大イベントになった黒獅子まつりやながい水まつりのイベントをこなすには担当課として大変な労苦があると思います。私も長井マラソンや長井トライアスロン大会を主管団体として運営してきた経験からよくわかっているつもりであります。どうしても一時的な人員不足が起こりますし、超過勤務も発生いたします。業務に支障のない範囲で振りかえ休日の処置もしていると思いますが、振休の実態についてはどうでしょうか。きちんと運用されておりますか。何よりも振休などは本人の希望日に沿うように配慮されるべきであります。

次に、有給休暇は付与されてから2年でその権利が消滅いたします。2年の間に使い切れなかった有給休暇の買い上げなど、その処理を工夫すべきではないかについて市長に伺います。

日本の企業における有給休暇の取得率は5割程度、これは主要先進国の中で特に低く、有給休暇の平均給付日数及び平均取得日数についても同様のことが言えます。また、平成29年度の労働者1人当たりの有給休暇平均付与日数は18.2日であるのに対し、取得日数は9日と、給付されている半数以上の有給休暇は取得されない状況にあったことが明らかとなっております。日本は有給休暇が消化されずにたまっていく非常に多い国であると言えます。

長井市役所の場合も例外ではなく、有給休暇の消化は保有している有休日数の30%に満たな

いようであります。この状況を直視して、何らかの対策をすべきではないかと強く思っているところです。

そこで提案ですが、失効する有給休暇の買い取りや貯蓄を検討できないかということでもあります。

有給休暇の買い取りを積極的に認めると、会社が有給休暇を買い取り、労働者に有給休暇を取得させないという事態が生じ、せっかく法律で労働者の福祉向上を図った意味が失われてしまうおそれがあることから認められておりません。会社によって有給休暇の買い取りが違法とされない場合としては、まず、会社が法律で定められている分を超えて付与している場合などが考えられます。また、時効消滅した有給休暇は、会社に対して行使することができなくなってしまいます。したがって、時効消滅した有給休暇の買い取りを認めることは、むしろ労働者の福祉向上に役立ち、法で有給休暇を認めた意味を失わせることにもなりません。よって、その場合、会社が有給休暇を買い取ることが認められております。

退職時に未消化有給休暇がある場合、退職すると未消化有給休暇を消化することができなくなってしまうことから、特別に有給休暇を買い取ることが認められております。買い取りしたことで事業主の側にメリットも生じます。有給休暇の消費中は在職扱いとなるため、その期間、会社は社会保険料の負担を継続しなければなりません。ところが、有給休暇を買い取って、その分退職を早めることができれば、給与相当額の支払いは免れませんが、有給休暇の期間に応じて最大2カ月程度の社会保険料の負担を免れることができます。

買い取りも一つの方法ですが、私が知っている事例で、長井市内の一企業が時効消滅する有給休暇を貯蓄をしていたということがありました。今も継続されているかはわかりませんが、貯蓄

した分は、私の知っている方が長期にわたり闘病入院していた当時、貯蓄していた有休を消化でき、大変助かったということがありました。特別の事情が発生した場合、貯蓄していた有休が使える、そんなことがあったらと思い、提案するものであります。いろいろハードルがあることは十分承知した上で提案ですので、働きやすい職場環境を整え、最大のパフォーマンスを発揮してもらえ職場づくりはこれからますます必要になってくると確信をしております。

今の時点で可否の判断を求めるものではありませんが、検討してみませんかと提案させていただき、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

蒲生光男議員のご質問にお答えいたします。

議員からは大きく2項目にわたりましていろいろご提言をいただきました。

まず最初に、本市の納税率は、一般市税、国民健康保険税、いずれにおいても長年の取り組み努力の成果があらわれていると、一方で、税外品目や住宅使用料で問題点もあり、早急な取り組みの見直しが求められるということのご提言でございます。

私のほうでは、長年の取り組みは、努力は正當に評価されるべきと、見解を伺うというようなことございました。

議員からありましたように、平成16年の9月定例会で、これは蒲生議員からのご提案だったと思うんですけれども、長井市における収納対策は、市税等の収納率向上を図り、負担の公平性及び財源確保を図るために、収納率向上対策本部のような、そういった全庁を挙げた取り組みが必要なのではないかというご提言をいただきまして、当時の目黒市長が翌年の平成17年2月にこの収納率向上対策本部を立ち上げたというふうに記憶しております。当時の全管理職と

税務課職員による訪問催告や口座振替のお願いなどを初めとするさまざまな取り組みを実施していただいたところでございます。これは非常に市民にとりまして、また市役所の職員にとりまして、やっぱり公正な、公平な収納という市民としての重要な義務、これらについて再確認をいただき、大変インパクトのあった取り組みだなというふうに思っております。

その後、こちらの活動については引き続き3年、4年と行って、非常に、何ていうんでしょうか、市民に対してインパクトがあって、なおかつ市の職員たちにとりましてやっぱり税金を納めていただくということの重要性を再認識させていただいたと思っております。

そんなことで、議員もご承知だと思うんですが、平成19年に課長がかわったときにこういうことがございました。今まで全庁を挙げて収納対策本部というのは非常に意識づけとして、あるいは市民に対してインパクトがあったと、ただ、本当に収納率を上げるには、もっと非常に市長にとって怒られる、市民からお叱りを受けるようなことをしないと収納率は上がりませんと、それは何かというと、差し押さえなんです。それは、口座等の、預金の口座を金融機関に相談しながら法律を調べて、法律でできること、あるいは収納率高い自治体、当時、蒲生議員からもいろいろご助言などをいただきまして、そういったところに見習って、いわゆる債権の差し押さえ等々をやりました。その前にやっぱり収納対策本部を立ち上げて全庁挙げてやったことによって、口座振替とか一気に進みました。そういったことも功を奏しまして、平成20年度あたりからめきめきと数字がよくなって、今日に至っているということでございます。

早期の電話催告、そんなにたまる前にちょっとお忘れでないですかということで、税金を納めていただけるような雰囲気をつくりながら、訪問徴収だけでは限界もあったわけございま

すが、繰り返しになりますけど、債権の差し押さえを行い、換価、換金する方法なども取り入れた結果、この収納率向上対策本部以降、大変高い収納率を得られるようになったと思っております。ただし、この場合は、早期催促をして、余りたまってもうにっちもさっちもいかなくなるようにならないように、お願いというか、債権者に対して収納を促すとともに、あくまでも相談納税という姿勢を貫いてやってまいりました。

平成26年度には税務課で扱っております個人住民税を初めとする10の科目を対象としてコンビニ収納を開始しまして、平成30年度にはスマートフォン収納を開始するなど、納税環境を整備し、納税者の利便性も図ってまいりました。このようにさまざまな取り組みを積み重ねた結果、県内でもトップクラスの収納率を維持し、継続できているものと考えております。

今後も高い収納率の維持、向上のため、きめ細かな取り組みを継続することはもちろん、他自治体の先進的な事例研究などを行い、個々の事例に応じた効率的、効果的な滞納処分の模索を図るなど、収納率が下がることのないように、常に上を目指して、さらに上を目指して一層の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、私のほうからの答弁は求められておりませんが、住宅の使用料につきましては、毎年暮れに、年度末にいわゆる不納欠損処理の厚い、ぼんと持ってきます。それに対して決裁しなかったと。それは何かというと、ちょっと私もいろいろずっと見ますと、滞納している人は決まっているんですね。それで、行方不明になった場合は、これはしようがないと。けどもどこに住んでいるかわかるんですね。これは催促しなければだめだと。もちろんそういう方は長井を離れて違うところに住んでおられるんですけども、それでやっぱり一番大切なのは、税務

課のほうはいわゆる課税のほうと収納と大きく分かれているわけですね。課税のほうは市民税係、あと固定資産税係、あとは、収納係がいわゆる納めていただいた方とまだ未納の方、そちらに対していろいろ処理する係なわけですけども、そういったところが建設課ではないんですね。国民健康保険税などにつきましては、これは差し押さえ等々ができますので、法律的にある程度制約あるんですが、住宅の使用料についてはそういった法律的な縛りがないので、あるとしたら民法上なものですから、しかも額が、やっぱり一人一人の額はそんなに多くないんですね。あとは、たまって、例えば国民健康保険税とか、たまると大変なんですね。あれはもう不納欠損なんてありませんから、税金は、ですからそういった意味では住宅使用料は甘いと言われれば甘い。例えば職員が夜討ち朝駆けみたいにして催促に行っても、やっぱりいただけるお金が、金額が少ないと。費用対効果でなかなか合わない。裁判を起こすにもなかなか大変だと。ただ、甘かったのは、保証人つけていただいているんですが、保証人の方にはお願いするんですね。ぜひ払っていただくようお願いしますと。ただ、保証人からこの分払ってくださいって、保証人にもうぎりぎり、納めてくれるまではもう帰りませんみたいなことはなかなかできないんですね。

○平 進介議長 市長に申し上げますが、その件については簡潔にお願いします。

○内谷重治市長 わかりました。

そんなことを、やっぱり計画と体制をしっかりと立てていく。こちらについてもPDCAをしっかりと回しながら、実績を上げるように努力していかなきゃいけないと思います。

2点目の職員の有給休暇の取得状況についてでございます。

議員のほうからは、有給休暇は付与されてから2年間で権利が消滅すると、2年の間に使い

切れなかった有給休暇の買い上げなど、その処理を工夫すべきという点でございますが、まず、職員の休暇につきましては、私ども、地方自治体、市町村ごとに少しずつ違うところはあるんですが、年次有給休暇のほかに、条例で定めております特別休暇、夏季が3日間、また、心身の健康の維持や増進を目的とした職務専念義務の免除という休暇が夏と冬、各3日ずつ、合計で9日間、まずこれはぜひ消化してくださいということで、ほぼ90数%で取得している休暇がございます。これらの休暇を職員各自が有効に利用することで、十分な休養をとり、仕事に対するモチベーションを維持できるようにしていかなければならないということで、こういったことを議会にお認めいただいているところでございます。

議員からありました有給休暇の買い上げにつきましては、蒲生議員のご指摘のとおりでございますが、労働基準法では罰則を設けて原則禁止としておりますが、法定外の分、つまり繰り越した分の休暇の買い上げについては、違法ではないとしつつも、買い上げをすることで本来推進すべき年休の積極取得を抑制してしまうこととなり、好ましくないのではないかなど考えております。

また、2年間で権利が消滅する休みの買い上げにつきましても同様で、むしろ年次有給休暇を取得しやすい環境を整備していくことが大切であるとされております。

公務員のこういった労働条件等々に目を向けますと、国家公務員では買い上げの制度はなく、地方公務員においても独自で条例等で定めている事例は現在把握しておりません。

議員から具体的な例として挙げていただきました長期にわたる闘病で入院を余儀なくされるような場合は当然あるわけでございますが、現在の長井市のこういった関連の条例では、病気休暇は、職員の場合、最大で180日までとなっ

ております。また、180日以内にまた職場復帰して、そこから職務にある程度専念して、また病気休暇、そこからまた180日ということで、この辺は民間の労働者と比べますと非常に手厚い対応をしているんじゃないかと。

あと、この場合の有休の補償、給与の補償ですが、これはある一定程度病欠などをしますと市からは無給になるわけですが、その場合、いわゆる社会保険と同じように、こちらのほうも共済組合のほうから6割程度補填してもらえるとございまして、そういった意味で、こういう有給休暇の貯金が時効消滅する場合に、こういったところで使えるということではなく、制度的にきちんと対応できる内容だというふうに思っているところでございます。

山形県や県内の自治体の情報なども収集しながら、今後、休暇制度の動向をより充実させるべく努力を続けてまいりたいと思っております。

○平 進介議長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

住宅使用料の徴収関係につきましては、これまでも蒲生議員からさまざまなご意見を、ご指導をいただいているところですが、平成30年度決算の滞納状況を見ますと、まことに残念な結果となっております。率直に申し上げて、現状は座視できないものと考えており、蒲生議員のご指摘のとおり、住宅使用料の債権管理等については、抜本的な見直しが必要というふうに考えております。

住宅使用料の徴収状況が市税等と比較して思わしくない現状となっているのは、一つに、債権の区分では、今、市長が申し上げましたが、私債権である住宅使用料は自力執行権がなく、市税のように地方税法に基づく滞納処分ができず、債権の回収には裁判所による回収手続が必要であること、2つ目に、市税のような公債権については、債権の発生から回収まで債権管理手続がおおむねマニュアル化されているのです

が、私債権である住宅使用料はそこまでの債権管理を行ってきていなかったこと、3つ目に、私債権の管理には民法の規定等も適用されるため、司法手続等も含め、職員の知識が乏しく、自信を持った対応ができないこと等の要因が上げられます。

その上で、ご質問に従い、順次お答えさせていただきます。

平成30年度決算に係る平成26年度以前の滞納額の年度別の内訳でございますが、一番古いもので平成元年分が13万8,690円、以降、年々増減はございますけれども、5年単位で申し上げますと、平成5年度が67万8,400円、平成10年度が13万5,000円、平成15年度がゼロ、平成20年度が24万1,710円、平成26年度がゼロとなっております。退去者、入居者別では、退去者6名分が339万7,568円、入居者1名分が53万6,710円となっております。

入居申し込みから決定までの流れといたしまして、募集期間に入居希望者から申し込みをいただき、重複な応募がなければ入居決定というふうになります。入居決定後の手続は、市より決定通知書を送付し、申込者には、請書と敷金領収書及び保証人の住民票、所得証明書等の必要書類を持って、保証人同行の上、建設課へ来庁いただき、入居に関する重要事項として、ほかの入居者への迷惑行為の禁止、家賃が3カ月未納になると退去しなければならないこと、修繕の対応などの説明を行い、内容について承諾を得た上で鍵を貸与し、入居が開始となります。

保証人につきましては、決定通知書を送付する際に、入居者と同等の責務を負うことになる旨を記載し、了承を得た上で請書に連署していただいておりますが、途中で保証人の責務を果たせなくなったり亡くなったりする場合がありますので、毎年の収入申告時に保証人等に変更がないかを確認しております。

退去者7名、399万2,168円の滞納が始まった

時期でございますけれども、一番早い方で平成元年8月から、最近では平成28年2月からとなっております。

滞納整理の状況としては、債務者本人への定期的な文書による催告、また、保証人への納付指導依頼を行っておりますが、新たに今年度からは遠方への直接訪問、戸別訪問を実施しているところでございます。

回収が見込めない住宅使用料につきましては、不納欠損処分基準に照らし合わせて、地方自治法第96条第1項第10号に基づく議会の議決、権利放棄になるわけですが、処分を行うこととしております。現時点で処分基準に該当する滞納者はございません。

退去先の所在地は市で把握しておりますので、債権者本人や保証人が生存している限りは催告を継続するとともに、今後、任意返済の意思がない場合には、民事訴訟法第383条の規定に基づく支払い督促を簡易裁判所へ申し立てることも考えていかなければならないというふうに思っております。

支払い督促というのは、債権者の申し立てのみを簡易裁判所書記官が書面で審査し、支払い督促を発付し、債務者から任意申し立てられない場合には、債権者に債務名義を取得させる制度であり、確定判決と同一の効力、つまり強制執行が可能となります。何よりも、債務者に対し直接裁判所から支払いの命令が送達される点において有効的な手段でありますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

結論的なこととなりますが、歳入の確保や市民負担の公平性を担保することにつきましては、債権管理の適正化が不可欠であり、そのためには、1つに、まずは滞納発生の抑止でございます。時間が経過し滞納が重なるほど解決が困難となることから、債権発生時における早期の取り組みを強化するとともに、期限内納付の推進に向けて、収納機会の拡大に努めたいと思いま

す。

2つに、債権回収の強化でございます。督促等を適切に行っても債務の履行に応じない場合は、早期の交渉で納付を促すとともに、必要に応じ司法手続を行い、適切な回収を図る。一方で、債権者の資力や生活の困窮状況、所在不明、回収費用が経済的合理性に欠ける場合、履行期限からの経過年数等の事情を勘案し、地方自治法に基づく徴収停止や徴収の免除、債権放棄等の措置を行い、不納欠損手続も進めることとしたいと思います。

そして3つ目が、蒲生議員ご指摘の年次計画を含めた数値目標の設定、管理でございます。

市営住宅使用料の収納率でございますが、県内13市における平成29年度現年度分の収納率を見てみますと、近隣では高い順から米沢市が99.17%、南陽市が97.96%、上山市が97.48%となっておりますが、過年度分の収納率にはばらつきがございまして、一様に滞納繰越額に苦慮している状況でございます。

本市の市営住宅使用料の現年度分の収納率でございますが、平成29年度が95.99%だったのに対し、平成30年度は95.44%と低下しておりますので、その原因を十分に把握した上で、収納率が高い自治体の取り組みを学びながら、現年度収納率98%を目標に、より実効性のある収納対策をとってまいりたいと考えております。まず現年度分の収納率を極力上げて、次年度の繰り越しとなる金額を抑えることが最重要であり、現年度、そして滞納初年度の対応にしっかり取り組んでいきたいと思っております。その上で、滞納繰越分については、これまでの催告書の発送や電話による催告、臨戸訪問だけにとどまらず、その先の司法手続にも着手していきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにしましても、住宅使用料等の債権管理は地方公共団体共通の課題でございまして、先進的団体では、債権管理マニュアルを作成し、

財産調査や保証人への請求等を含め、適切かつきめ細やかな対応に努めているところであり、こういう事例を参考にして、債権に係る滞納状況、滞納金額についての目標金額、徴収率、徴収困難者の状況、具体的な取り組み等を記載した徴収計画を策定し、進行管理を行っていきたいというふうに考えております。

○平 進介議長 中田浩之税務課長。

○中田浩之税務課長 私には、市税、国民健康保険税の収納率の結果を受けての今後の課題ということで、お答えをさせていただきます。

平成16年度以降の収納率向上のための取り組みの経緯については、ただいま市長から申し上げたとおりでございます。

また、収納率の推移、県内各市の状況については、蒲生議員が質問の中で触れられたとおりでございます。

この長井市の好成績につきましては、何よりも市民の皆様のご協力、そして議会の長年にわたるご協力、そして税務課職員の一貫とした頑張りによるものであるというふうに考えております。

現場を預かります税務課として、今後の課題として3つ考えております。1つ目が、納税相談をきめ細かく実施をし、納期限内及び年度内納税の推進、そして口座振替の利用向上などの取り組みでございます。2つ目が、キャッシュレス化の波は非常に著しいものがございます。こうしたキャッシュレス社会を見越したスマートフォンやクレジットカードを利用した収納環境の整備でございます。これらを時代の流れに常に沿いまして、新しいものを導入しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

そして何よりも重要だと考えているのが人材の育成でございます。市役所全体もそうなんですが、税務課でも世代交代が急速に進んでおります。経験年数が2年以下の職員で現在収納係、徴収率向上に向けて頑張っているところなんで

すが、法令にのっとり滞納処分の実施、近年ではいろいろ係争案件も非常に高度になってきております。非常に専門知識が必要とされておりますので、常日ごろから研修会等などに積極的に参加し、各自自治体とも情報交換を図ってまいりたいと思います。

こういった取り組みの上に立って、蒲生議員がおっしゃいますP D C Aのサイクルを回しながら、今後とも収納率を落とすことなく、少しでも向上できるように努めてまいりたいと考えています。

○平 進介議長 近藤智規総務課長。

○近藤智規総務課長 蒲生議員のご質問にお答えいたします。

2番の職員の有給休暇の取得状況の中で、私には(1)、(2)につきましてですが、まず、(1)有給休暇の取得実態はどうかということでございます。

初めに、制度面について触れさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、年次有給休暇の取得義務化につきましては、具体的には、年次有給休暇を10日以上付与する場合、このうち5日は基準日から1年以内の期間に使用者側が労働者に対して休暇の時期を指定することによって与えなければならないなどの改正労働法が施行されました。この規定につきましては、年次有給休暇を5日以上取得した労働者に対して、使用者による時期指定は不要ということもございます。また、使用者は、時期指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければならないということもございます。

このような労働基準法でございますが、基本的には地方公務員にも適用されますが、公務の特殊性の観点から、企業職員を除きまして、地方公務員は除外されております。

しかしながら、地方公務員でありましても、年次有給休暇の取得の促進は労働基準法の趣旨

にのっとり、むしろ積極的に取り組まなければならない立場であると考えます。年次有給休暇を有効に活用することは、我々職員の健康保持はもちろんのこと、十分な休養により、より働く意欲の増進につなげることで業務の効率化に寄与し、ひいては市民サービスの向上につなげられるようなものでなければならないと考えます。

そのような中にありましての議員からのご質問の年次有給休暇の取得状況でございますが、平成29年の実績では、平均で10.4日、平成30年におきましては10.7日と、わずかながら改善しております。

ちなみに全国市町村の平均は、平成28年のデータとなりますけれども、年10.2日となっております。データ上では全国の平均を若干上回っておりますが、それでも毎年付与される20日の約半分でしかありませんし、あくまで平均でありますので、これより少ない職場も当然ございます。

今後とも、適切な人員の配置などに注意を払いながら、取得日数の増加につなげていかなければならないと考えます。

次に、(2)部署によって多忙をきわめる職場の対応はどうかについてでございます。

例えば議員からお話ありました生涯スポーツ課や商工観光課は、触れられたとおり土日の大会やイベントなどがさまざまありまして、超過勤務が多い職場でございます。土日の勤務の振りかえにつきましては、各職場長からは、本人の希望日を尊重しながら取得するよう指導しつつも、なかなかすぐにはとれない上に、有給休暇の取得日数も生涯スポーツ課では7.5日、商工観光課では4.9日と少ないのが実態です。

これらの課のようにイベントや大会を抱える職場につきましては、当然その職場の職員だけではこなせないことから、一時的な措置としまして、市の組織全体に協力依頼をしまして、他

課から職員を動員することで担当課の負担の軽減を図ることとしておりまして、また、日常業務につきましても、定時補助職員の配置もしながら対応をしているところでございます。

また、イベントなどの業務が特定の時期に集中するというような場合につきましても、比較的閑散となる時期に年休を取得するような工夫もしております。

年次有給休暇につきましても、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持、向上を図ることを目的として付与するものでありまして、全ての職員が年休を取得しやすい職場環境となるよう、今後とも方策を検討していきたいと思っております。

○平 進介議長 15番、蒲生光男議員。

○15番 蒲生光男議員 通告から一般質問まで日にちがありますと、いろいろ余計なことを考えるんですね。ついついこうなってしまうんですけども、まず、恒例になりましたグラフですけども、これは昭和50年からのデータで、当時、私が決算議会で質問した16年あたりは、非常に村山市の収納率が全ての項目でトップだったんですね。税の優等生である村山市に学ぶべきだというようなことで、このグラフは村山市との比較を中心に出しておりますが、長井市は、平成22年度以降、ずっと例えば国保についても上がってきておりますけれども、村山市は逆に落ちているんですね。それでなんです、ちょっと油断をすると、すぐ村山市のようにトップから下に転落するということがありますから、これはやっぱり一つの標準化をして、落ちないように工夫をしていただきたいということでございます。

下のこの数字を羅列して、黄色で色塗りしているところは、この黄色で塗っているところが13市の中でトップだったというあかしです。ですので、最初のほう、市税の滞繰りを含めた分、国保の滞繰りを含めた分、いずれも村山市がず

っとトップでいた。しかし、後年になって長井市がトップの座を奪い取ったというか、トップになったということの傾向を示したグラフでございます。折れ線グラフですので、非常にその傾向を見るのには適したグラフだと思っております。

それから、もう一つ、別なほうなんですけども、これは10年間の市税と国保の滞繰りを含めた13市の状況をグラフ化してみたものです。これ、わかりますように、何も長井市だけが際立って努力したということではなくて、13市いずれについてもずっと上がってきているということはわかりますよね。折れ線グラフのいいところは、そういう傾向がはっきり読みとれるということでもあります。

でも、例えば上のグラフ、一般市税を見ていただきたいんですが、上のほうにデータラベルをずっと挿入している。これは長井市ですけども、ずっと22年、23年あたりからトップを維持しているということがはっきり言えます。

それから、下の国保ですが、国保に至ってはもう少し顕著な推移が見れます。赤く黄色の丸印しているの、これは長井市ですけども、例えば平成22年、66.84%であったものが、平成30年は91.9と、これずっと一気に上がっている。これは市税の滞繰りであるとか、そういったものが解決しつつあると同時に国保の数字が上がってきているということだと思えます。13市いずれについてもずっと上がってきてますよね。ただ、人様のところを言うのはなんなんですけども、米沢市を見ていただきますと、下の一番下ですね。22年度、57.4%、国保の収納率ですよ。30年度でも70.95です。例えば国保の収納率で長井市が70.95しかなかったと仮定すると、どのぐらいの金額が影響するのか。これは1億円以上になるようでもありますから、非常に一般市税では、壇上でも申し上げましたように、2億円近いぐらいの金額、これが入ってこ

なかったという仮定ができるわけですので、収納業務というのは非常に大事な業務でありますので、ぜひこれからもその点を維持していただきたいなというふうに思っております。

もうほとんど聞けなくなりましたが、建設参事のほうからいろいろありましたけれども、住宅使用料がなかなか進まない理由として3点ほど上げていただいたんですが、これを何か聞いてますと、他力本願で、何か自助努力が足りないんじゃないかなというふうに、私はそういう気を持ってしまうんですね。確かに私債権ですから一つの制約があることはあるかもしれませんが、それはそうではなくて、やっぱりきちっと収納業務を上げていくという取り組みは必要だと思いますので、答弁お願いいたします。

○平 進介議長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

決して他力本願ということで答弁申し上げたわけではなくて、実際に毎年、蒲生議員からこういうお叱りを受けるというのを、私だけではなく、職員も自覚して、その上で、市政の税も含む公的な使用料の公平性というのを念頭に置いて、今後、業務、早急に進めさせていきたいというふうに考えておるところです。

○平 進介議長 15番、蒲生光男議員。

○15番 蒲生光男議員 もう時間で、質問できないんですけども、ぜひ来年の数字をご期待申し上げます。また来年の9月、一般質問でお目にかかれると思いますので。

あと、有休なんですけれども、私が聞いている範囲では、文化生涯学習課は3.8日だったということで、もっと少ないですね。こういう問題をやっぱり直視していただいて、買い上げが、それが全てじゃないですけども、いろんな工夫をしていただいて、まず振り休がそもそも全部100%消化できてないということをお聞きしておりますので、まず振り休ができなかったら

これ、その先に進めないと思うんですよね。そういう職場環境を何とか改善していただくようにぜひともお願いしたいもんだなと思います。これからは非常にスポーツ課などは忙しくなりますから、ぜひそこら辺に目を向けていただいて、市長のリーダーシップをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

鈴木一則議員の質問

○平 進介議長 次に、順位12番、議席番号1番、鈴木一則議員。

(1番鈴木一則議員登壇)

○1番 鈴木一則議員 政新長井の鈴木一則でございます。早いもので議員当選より4カ月がたちました。このたび2回目の一般質問に立たせていただきました。

この間の議員活動では、市議会以外に市主催イベントや各団体総会等への出席、また、地域においても地区主催事業や各地域団体総会など、思っていた以上に日程が割かれ、率直なところ忙しいと感じています。しかし、今までかかわってこなかったことも多くあり、多くの皆様のご協力で事業等が進み、また、町が動いているんだと、感謝とともに、自分の責任の重さを感じています。

この週末、私の集落も含め、豊田地区、平野地区の各集落の神社の秋の例大祭がほぼ終わりました。残すは中央地区の皇大神社、それから總宮神社の例大祭となってまいりました。秋の実りも順調のようで、ことしも豊穰であることを願います。

獅子舞は、舞う若連中の勇ましさや躍動感は頼もしく、若き日を思い出しますが、今は獅子の幕に入る人も少なくなったとそれぞれの地区